

岐阜県公報

第 千 九 百 号

平成十九年十一月三十日

(金曜日)

目 次

告 示

道路の区域変更
道路の供用開始

(道路維持課) 八二九
(同) 八三二

公 示

落札者等に関する公示
特定非営利活動法人の設立認証申請
特定非営利活動法人の定款変更認証申請
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
土地改良事業の施行同意
市営土地改良事業の換地計画の適当の決定
建設業法に基づく建設業者の許可の取消し
多治見都市計画の図書の縦覧
土地区画整理組合の理事の就任

(情報企画課) 八三四
(環境生活政策課) 八三四
(同) 八三五
(商業流通課) 八三五
(農地計画課) 八三六
(同) 八三六
(建設政策課) 八三七
(都市政策課) 八三八
(街路公園課) 八三八

告 示

岐阜県告示第六百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 別後	敷地の幅 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
県道	桑原線 祖父江線	羽島市桑原町前野字江西 一―九五番一地先地内	前 後	二・〇 三・〇	一三・〇	

岐阜県告示第六百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維

持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
美江寺線 西結線		瑞穂市牛牧字札木八六七番地先から		同市同字宮上二五九番地先まで		前	後	四・四 六・三	七・四 二・五	六三・〇			

岐阜県告示第六百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
谷柿合野線		山県市徳永字上切三〇〇番地先から		同市同字同三〇二番四地先まで		前	後	四・〇 一〇・六	八・四 二・三	六六・〇			

岐阜県告示第七百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県都土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
一般国道 二百五十六号		郡上市八幡町入間字枇杷島三二〇四番三地从先から		同市同町同字嵐三一〇四番一地从先まで		前	後	六・七 九・九	一〇・〇 四・〇	三七・〇 三七・〇			

岐阜県告示第七百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更		敷地の幅員		延長		備考	
						前	後	員 （メート）	員 （メート）	延 長 （メート）		備考	

県道		道の種類	
大阿井木線		路線名	
同 市同 字高地一〇五 一番一地先まで		区 間	
後	前	別後	変更
九〇 二五・八	六〇 二〇・〇	員	敷地の幅
		ル	メイト
		ル	メイト
		延	長
			備考

岐阜県告示第七百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十一月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

県道		道の種類	
田口洞線		路線名	
同 市同 字同 一五 四番三六地先まで	同 市同 字同 一五 三番一地先まで	同 市同 字同 一五 四番四〇地先から	同 市同 字同 一五 中津川市加子母字小郷二一五
六〇	一四六・四	延	長
一五・二・三〇	一五・二・三〇	ル	メイト
		の	期日
平成 一五・二・三〇	平成 一五・二・三〇	備	考
平成 一五・二・三〇	平成 一五・二・三〇	決	定
		示	年
		変	更
		の	日
		ほ	か

岐阜県告示第七百六号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、平成十九年十一月三十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類		路線名	
区 間		別後	
イ	高山市庄川町三尾河字小 檜谷四七五番一地从先から	員	敷地の幅
同 市同 町同 字二 子谷七七八番一地从先まで	同 市同 町同 字二 子谷七七八番一地从先まで	ル	メイト
同 市同 町同 字二 子谷七七八番一地从先まで	同 市同 町同 字二 子谷七七八番一地从先まで	ル	メイト
同 市同 町同 字二 子谷七七八番一地从先まで	同 市同 町同 字二 子谷七七八番一地从先まで	延	長
同 市同 町同 字二 子谷七七八番一地从先まで	同 市同 町同 字二 子谷七七八番一地从先まで		備考

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

同 市 同 二 四 番 一 地 先 ま で	ネ 市 同 同 一 地 先 ま で	高 山 市 庄 川 町 三 尾 河 字 外 戸 二 〇 六 番 二 地 先 か ら	ツ 高 山 市 庄 川 町 三 尾 河 字 外 戸 二 〇 六 番 二 地 先 か ら	同 市 同 同 一 地 先 ま で	ツ 高 山 市 庄 川 町 三 尾 河 字 外 戸 二 〇 六 番 二 地 先 ま で	ソ 高 山 市 庄 川 町 三 尾 河 字 東 山 五 六 五 番 一 地 先 か ら	同 市 同 同 一 地 先 ま で	ソ 高 山 市 庄 川 町 三 尾 河 字 東 山 五 六 五 番 一 地 先 ま で	ら 高 山 市 庄 川 町 三 尾 河 字 イ オ ナ シ 谷 五 四 五 番 地 先 か	レ 高 山 市 庄 川 町 三 尾 河 字 イ オ ナ シ 谷 五 四 五 番 地 先 か	で オ ナ シ 谷 五 四 五 番 地 先 ま	同 市 同 同 一 地 先 ま	シ 市 同 同 一 地 先 ま	ら 高 山 市 庄 川 町 三 尾 河 字 カ リ コ 谷 五 三 二 番 一 地 先 か	高 山 市 庄 川 町 三 尾 河 字 カ リ コ 谷 五 三 二 番 一 地 先 か	タ 高 山 市 庄 川 町 三 尾 河 字 カ リ コ 谷 五 三 二 番 一 地 先 か	同 市 同 同 一 地 先 ま	で 市 同 同 一 地 先 ま	
後	前	後 B	前 A	後	前	後 B	前 A	後	前	後 B	前 A	後	前	後 B	前 A	後	前	後	
一七〇〇 三〇〇	四〇〇 六〇〇	二一〇〇 三三〇〇	三〇〇〇 六〇〇	一五〇〇 二五〇〇	三〇〇〇 三三〇〇	二一〇〇 四九〇〇	三〇〇〇 八〇〇	一五〇〇 三〇〇〇	三〇〇〇 三三〇〇	二一〇〇 四九〇〇	三〇〇〇 八〇〇	一五〇〇 三〇〇〇	三〇〇〇 三三〇〇	二一〇〇 四九〇〇	三〇〇〇 八〇〇	一五〇〇 三〇〇〇	三〇〇〇 三三〇〇	二一〇〇 四九〇〇	三〇〇〇 三三〇〇
一三六〇	一三六〇	三〇三〇	二九〇〇	三九六〇	三九六〇	六〇五〇	六五〇〇	一九四〇	三九六〇	六〇五〇	六五〇〇	一九四〇	三九六〇	六〇五〇	六五〇〇	一九四〇	三九六〇	六〇五〇	六五〇〇

百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

1 特定役務の名称 共用サーバシステム運用委託業務 一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成19年9月21日

4 落札者を決定した日 平成19年11月1日

5 落札者の氏名及び住所 岐阜市梅ヶ枝町2丁目31番地

西日本電信電話株式会社 岐阜支店

支店長 田村 公雄

6 落札金額 628,026,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県総合企画部情報企画課

(2) 所在地 岐阜市数田町2丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年十月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人仕事工房ボロ

三代 表 者 の 氏 名 中川 健史

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市日光町三丁目一三番地

五 定款に記載された目的 この法人は、ニート、引きこもりなど生き方・働き方・人間関係に悩み社会への出口を模索する若者、様々な事

情によって働く場所が狭められている子育て中の母親や

高齢者などのために自立・就労・仕事に関する事業を行い、そのために様々な分野の人々、地域との交流を進め、誰もが共に生き生きと幸せに生きていける社会づくりに資することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 Terima Kasih
- 三 代 表 者 の 氏 名 村山 賢次
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市高田五丁目六番五号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、特定非営利活動法人 Terima Kasih は社会一般に対して、生活習慣病に大きく影響する心のケア・支援に関する事業を行い、地域社会の福祉、活性化に貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十一月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人生活サポート・助け足ネット

- 三 代 表 者 の 氏 名 河村 彰英
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市北山一丁目一四番二七号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、広く生活の助け合いが必要な高齢者等に對して、日常生活援助と送迎に関する事業を行い、生活自立及び社会参加活動を重視して、地域社会に於いて健康やかに楽しく暮らせる生活と福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年十一月三十日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成十九年十一月二十日
- 二 届出者の氏名又は名称 イオン株式会社
- 三 建物の名称及び所在地 イオン各務原ショッピングセンター
各務原市那加萱場町三丁目八番地
- 四 変更した事項 大規模小売店舗の名称
(変更前)(仮称)イオン各務原ショッピングセンター

(変更後) イオン各務原ショッピングセンター
大規模小売店舗の所在地

(変更前) 各務原市那加萱場町二丁目一番 外

(変更後) 各務原市那加萱場町三丁目八番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所ならびに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) イオン株式会社 外 未定

(変更後) イオン株式会社 外 一―三者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成十九年十一月三十日から四月間岐阜県産業労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成十九年十一月十六日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社 リオ横山

三 建物の名称及び所在地

リバーサイドモール シンセイ(一)

本巣市国領字川田三三六番地の一 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の店舗面積の合計

(変更前) 一四、四七七平方メートル
(変更後) 二〇、四〇四平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 二、〇六五台

(変更後) 二、〇六一台

荷捌き施設の位置及び面積

(変更前) 三七四平方メートル

(変更後) 四二二平方メートル

土地改良事業の施行同意

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において読み替えて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良事業の施行に同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により公示する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	同意年月日
山 県 市	大 森 地 区	平成一九・一一・二〇

市営土地改良事業の換地計画の適当の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、関市営土地改良事業高賀上外戸地区の換地計画を適当と決定したので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間
平成十九年十一月三十日から
同二十年一月四日まで

二 縦覧場所
河戸事務所前掲示場

建設業法に基づく建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第四号（廃業等）の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消したため、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

取消年月日	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した工事業
平成十九年十月一日	橋本建設株式会社	代表取締役 橋本 克一	高山市荘川町惣則二二三番地一	般・特十九 二二〇〇	建築一式及び造園工事業
平成十九年十月一日	有田建設株式会社	代表取締役 米田 渥美	高山市朝日町万石一七二番地	般十八 一二二七	ほ装工事業
平成十九年十月一日	株式会社 森本組	代表取締役 林大平	揖斐郡揖斐川町春日六合八五二一	般十六 三〇二〇五	建築一式及び造園工事業
平成十九年十月一日	三星商事株式会社	代表取締役 久保 田祥人	揖斐郡池田町沓井一三六七	般十七 六七八五	土木一式、とび・土工・コンクリート、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、造園及び水道施設工事業
平成十九年十月三日	株式会社 明和	代表取締役 明田 原	羽島郡岐南町徳田西二丁目六九番地	般十九 四三七五	建築一式、大工及び建具工事業

平成十九年十月四日	森田建築	森田菊一	高山市荘川町新洲四八八	般十四 〇一六〇	建築一式及び大工工事業
平成十九年十月九日	有田建設株式会社	代表取締役 坂本 淳	高山市朝日町青屋六六	般十八 三九三二	土木一式、とび・土工・コンクリート、造園及び水道施設工事業
平成十九年十月十日	株式会社 丸高組	代表取締役 高橋 光男	郡上市大和町剣八〇七番地一	特十七 二〇三九	建築一式工事業
平成十九年十月十日	株式会社 水口建設	代表取締役 水口 維俣	郡上市美並町上田九七番地	般・特十八 九五〇五	建築一式及びほ装工事業
平成十九年十月十日	株式会社 中濃緑地	代表取締役 貴田 國雄	郡上市八幡町有穂一四五九番地の一	般十九 六三一八	ほ装工事業
平成十九年十月十六日	矢橋ホールディングス株式会社	代表取締役 矢橋 龍宜	大垣市赤坂町二二六番地	般十八 〇〇〇六六	土木一式、とび・土工・コンクリート、鋼構造物、ほ装及び造園工事業
平成十九年十月十二日	東海企業株式会社	代表取締役 田中 正男	大垣市静里町七八五番地	般十五 四五八三	管及び塗装工事業
平成十九年十月十二日	大滝建設株式会社	代表取締役 大内 洋子	不破郡垂井町大滝一五五番地	般十五 〇〇五〇〇	建築一式、大工及び屋根工事業
平成十九年十月十二日	大成石材工業株式会社	代表取締役 清水 大三	大垣市青野町三三七番地	般十五 〇〇一九七	石工事業
平成十九年十月十二日	大和住建	伊藤和夫	養老郡養老町六二二番地	般十八 〇〇六四四	建築一式工事業
平成十九年十月十二日	浅野組	浅野徹	大垣市内原二丁目一五番	般十四 〇〇一四五	土木一式、建築一式及びとび・土工

十二日	日置工業	日置敏男	岐阜市北島七丁目十六番十号	般十六一〇一四三六	防水工事業
平成十九年十月二十二日	有限会社金子土建	代表取締役 金子忠士	高山市国府町広瀬町一一九五番地	般十七一三三二四	水道施設工事業
平成十九年十月十五日	井戸建設株式会社	代表取締役 井戸徳明	多治見市昭和町三十二番地の四	般十七一六二五	建築一式工事業
平成十九年十月十六日	株式会社郡上建設	代表取締役 田中正留	郡上市白鳥町那留五三六番地一	般十九一〇六二二	土木一式、とび・土工・コンクリート、石、ほ装、造園及び水道施設工事業
平成十九年十月三十日	株式会社ウスタ	代表取締役 白田浩	郡上市大和町島二一九五番地	般・特十五四五〇〇四三	管及び造園工事業

多治見都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
多治見都市計画風致地区 中峰谷風致地区
- 二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び多治見市都市計画部都市政策課

平成十九年十一月三十日印刷
平成十九年十一月三十日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一號
発行所 岐阜県庁

土地区画整理組合の理事の就任

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、犀川堤外地土地区画整理組合から当該組合の理事が次のとおり就任した旨届出があったので、同条第二項の規定により公示する。

平成十九年十一月三十日

岐阜県知事 古田 肇

就任した理事

就任年月日	氏名	住居	住所
平成一九・一一・二二	堀山 孝	正 瑞穂市別府	一二八八番地
	堀田 一夫	同 祖父江	九五三番地
	堀真 澄	大垣市墨俣町先入方	一五一五番地
	小川 久夫	同 墨俣	九六二番地

印刷者 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 飯尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりんとびあ十三一 岐阜文芸社
定価 一か年 四八、〇〇〇円（送料共）（消費税二、二八六円を含む）